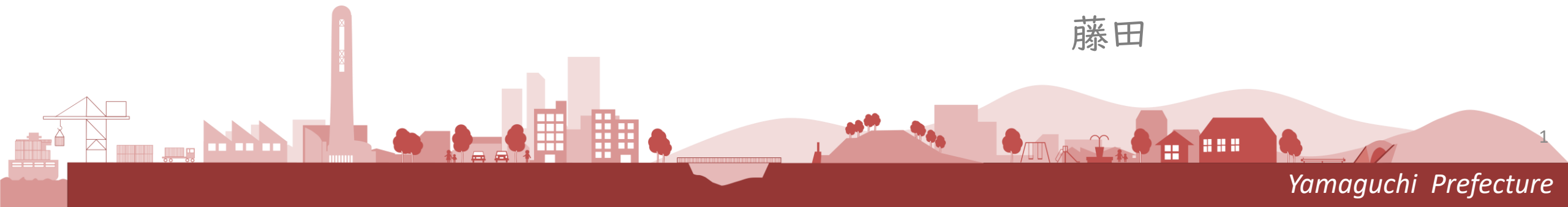


令和8年度 山口県公共工事労働安全講習会 資料Ⅰ

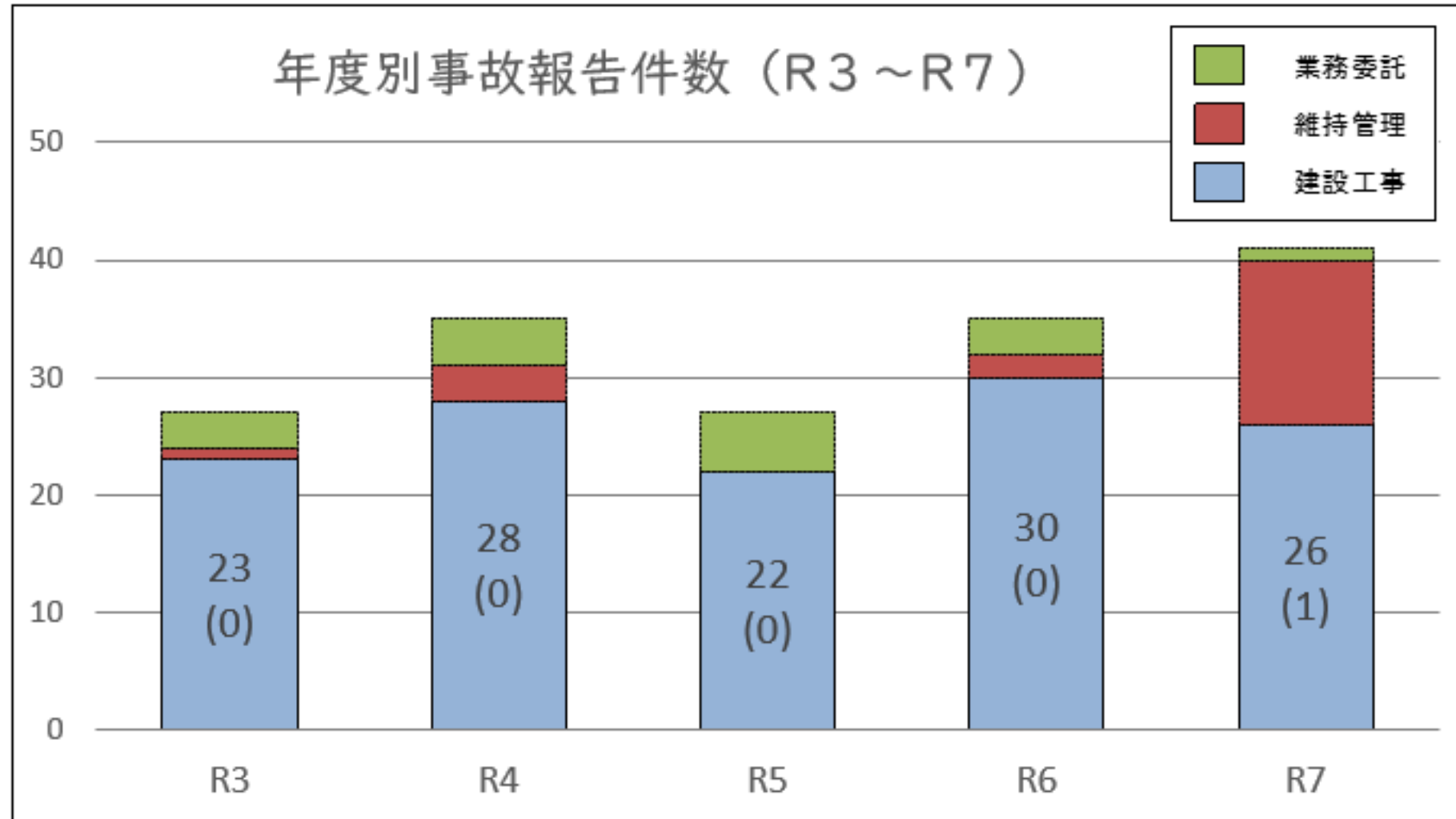
山口県発注工事における労働災害 発生状況について

令和8年10月26日
山口県土木建築部
技術管理課技術指導班
藤田



(I) 年度別事故報告件数

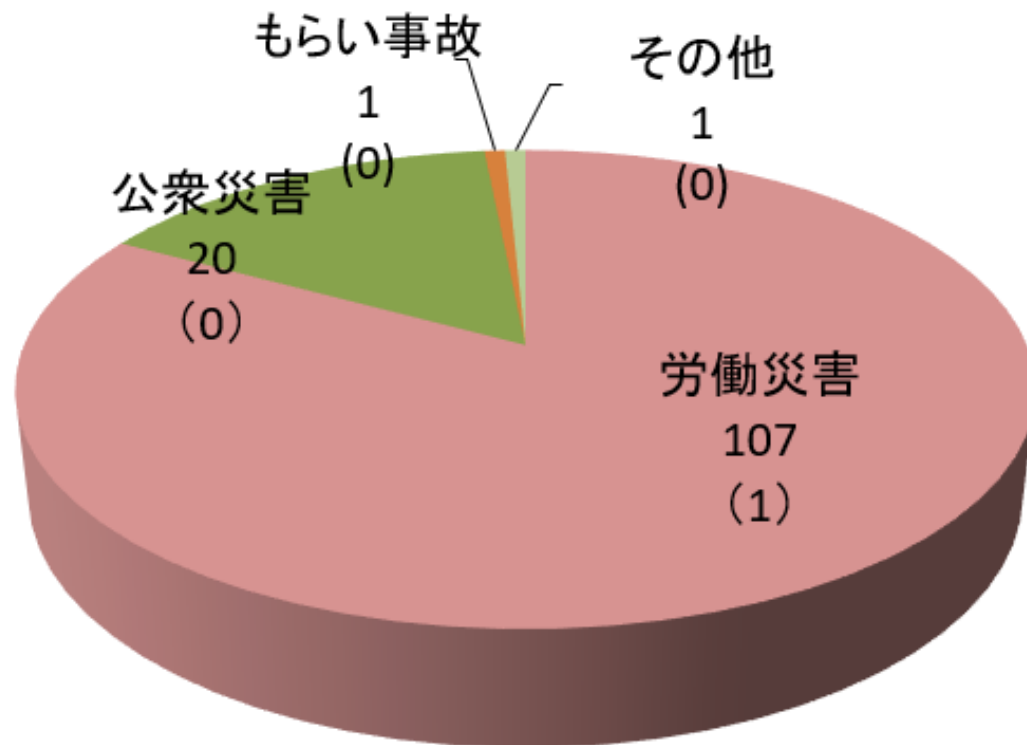
() は死亡事故件数で内数



➤ 昨年度 (R7) に1件の死亡事故が発生しました。(前回はH30)

(2) 建設工事事故の種別発生件数

事故の種別件数 (R3～R7)



- 事故報告は、工事関係者が被災する労働災害が最も多い。
- 公衆災害で、工事作業に起因した第三者への被災報告もある。
- 死亡事故の大半は、労働災害で発生。
(R7年度1件発生)

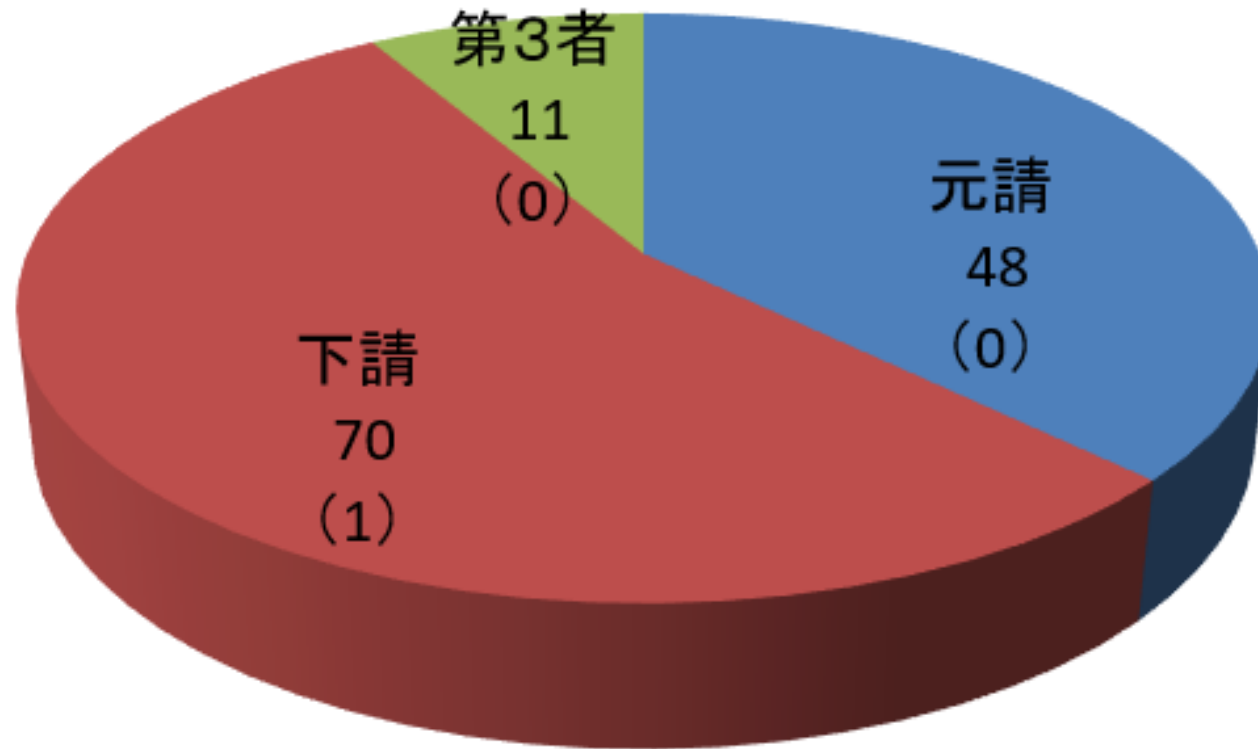
() は死亡事故件数で内数

- ※労働災害 工事作業が起因し、工事関係者が死傷
- ※公衆災害 工事作業が起因し、第三者が死傷又は物損が生じた
- ※貰い事故 第三者の行為が起因し、工事関係者が死傷又は物損が生じた
- ※その他 上記のいずれにも該当しないもの

(工事現場で発生した事故で工事に起因しないもの、通勤中の交通事故等)

(3) 事故の当事者別発生件数

事故の当事者別発生件数 (R3～R7)



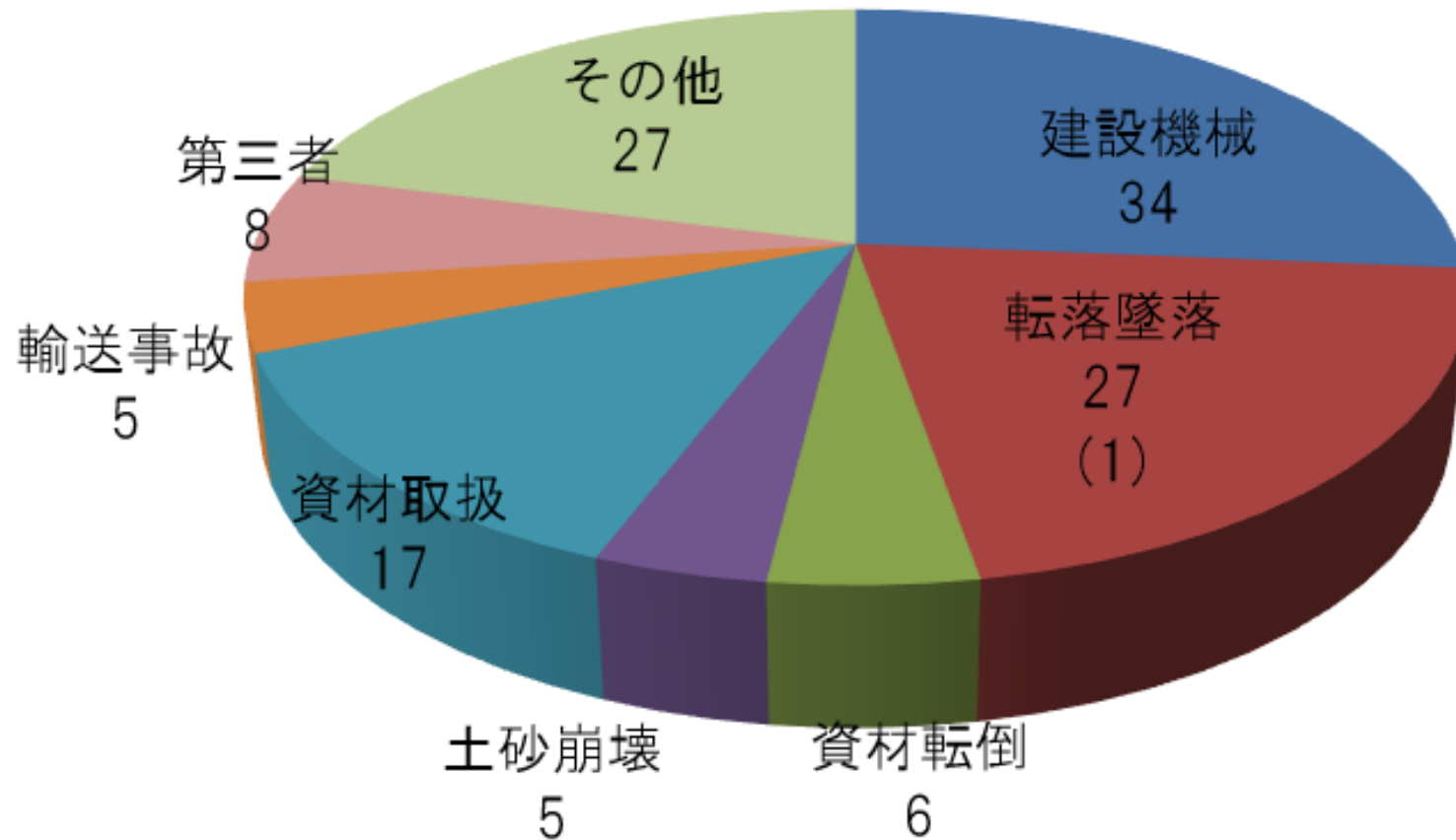
➤ 下請業者の作業員が被災する事故が全体の半分以上を占めている。

() は死亡事故件数で内数

※ 元請と下請の両方の作業員が負傷した案件があるため、事故件数と件数が不整合

(4) 事故の形態別件数

事故の形態別件数 (R3～R7)



➤ 建設機械・転落墜落・資材取扱の事故で全体の約6割を占める。

➤ 作業員の不注意等、防げる事故も多く発生している。

() は死亡事故件数で内数

その他は草刈や伐木作業など

(5) 令和7年度の事故発生状況

- 建設工事で26件発生し、前年度から4件減少
- 土木建築部23件（対前年度 +3件）、農林水産部2件、企業局1件
- その他下囲みのような事故が発生。
- 維持管理や委託業務の測量作業中などの事故も15件発生（対前年度 +10件）

【令和7年度発生事故の概要】

- a. 既設道路照明の撤去作業中に、照明柱をバックホウで移動する際、脛に接触し骨折。
- b. 表層施工中に熱中症。
- c. 環境ブロックを積む作業時に指を詰めて右手人差し指を損傷。
- d. 現場にてハチに腕と足を刺される。
- e. スクレーパーの刃の交換作業で、歯が手の甲に刺さり負傷。
- f. 地中梁ふかし筋に足が引っ掛かり、埋戻しをしていない箇所に転落墜落し、骨折。
- g. バックホウによりダンプトラックに積込中に上空の架空線を断線。
- h. 3 + ダンプを誘導を行っていたところ、車両との間に左前腕を挟み骨折 等

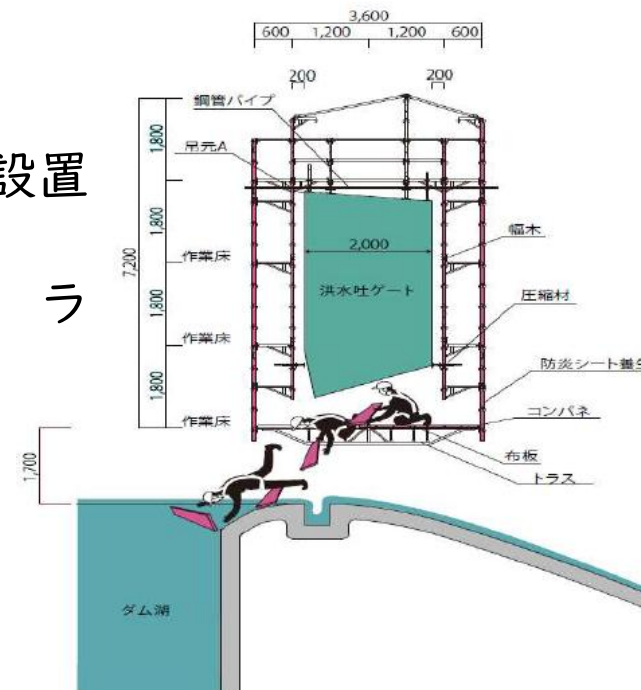
(6) 近年発生した重症・死亡事故事例①

① 吊り棚足場の板の設置作業中、前方へ足場の板を設置する際にバランスを崩しダム湖へ墜落

② フルハーネス型墜落制止用器具は装着していたが、ランヤードのフックが固定されていなかった

【負傷の程度】

ダム湖へ墜落した作業員が死亡



労働安全衛生法第29条

元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人に係る作業従事者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しているとき、是正のため必要な指示を行わなければならない

3 前項の指示を受けた関係請負人又は関係請負人に係る作業従事者は、当該指示に従わなければならない。

受注者が講ずべき対策

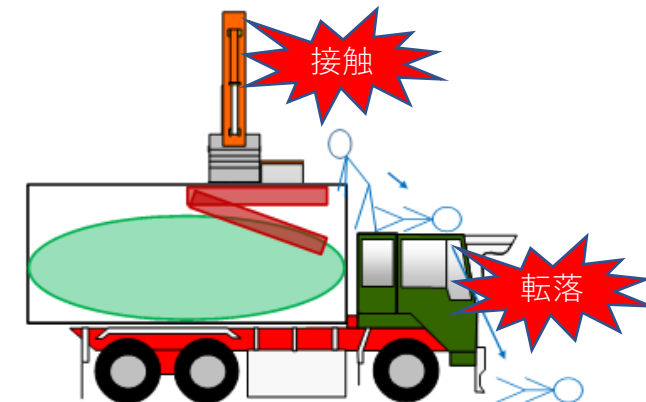
- 足場の組立て等作業主任者を配置し、体制の整備
- 救命胴衣を着用させる、または監視員を配置し、救命道具を備える

(6)近年発生した重症・死亡事故事例②

- ①伐採木をバックホウ（ホーク装着）を用い積込
- ②積込後、作業員が積荷を確認するために運転席上のキャビンに上がり目視
- ③作業員が離れる前に伐採木をバックホウにてつかんだ所、木が跳ねて、作業員に接触し墜落した。

【負傷の程度】

骨盤骨折、肋骨ひび



労働安全衛生法第31条の3第1項

特定作業を行う場合、作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則第662条の6

機体重量3トン以上の車両系建設機械を用いて行う荷のつり上げ作業を行うときは、作業の内容や立入禁止区域について必要な連絡調整を行わなければならない。

クレーン等安全規則第66条の2第1項

移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、当該作業に係る場所の広さ、使用する移動式クレーンの種類・能力等を考慮して、作業方法や労働者の配置等を定めなければならない

受注者が講ずべき対策

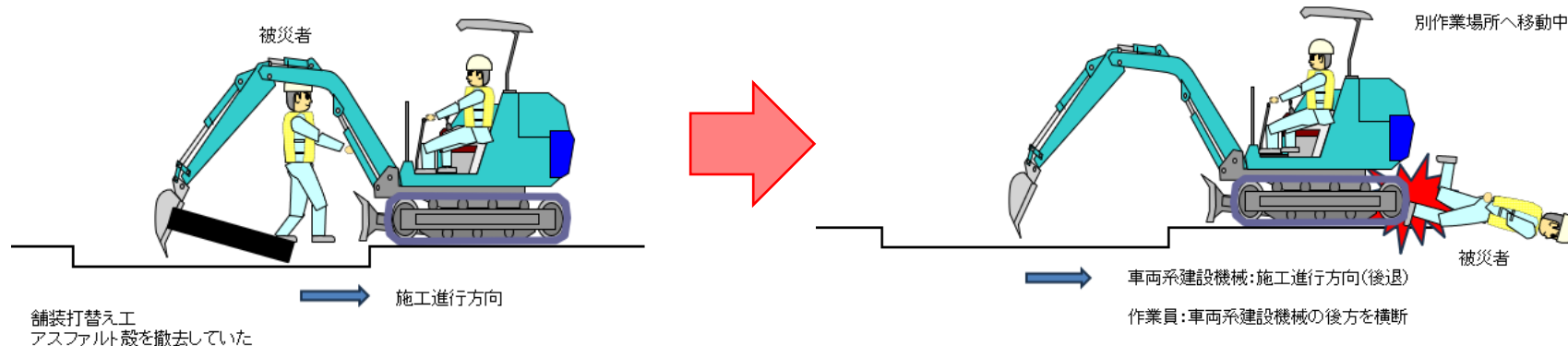
- 重機の作業範囲内に作業員がいないことの確認
- キャビンに上がらない

(6)近年発生した重症・死亡事故事例③

- ①バックホウでアスファルト殻を撤去
- ②バックホウを後退しようとして後方を確認
- ③作業員は別の作業場へ移動するため、バックホウ後方を横断し、その際転倒
- ④バックホウ操作員の死角となり、転倒した作業員に気づかず、バックホウが後退し、キャタピラと地面に足が挟まり骨折。

【負傷の程度】

骨折



労働安全衛生法第31条の3第1項

特定作業を行う場合、作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則第158条

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

労働安全衛生規則第159条

事業者は、車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行なわせなければならない。

受注者が講ずべき対策

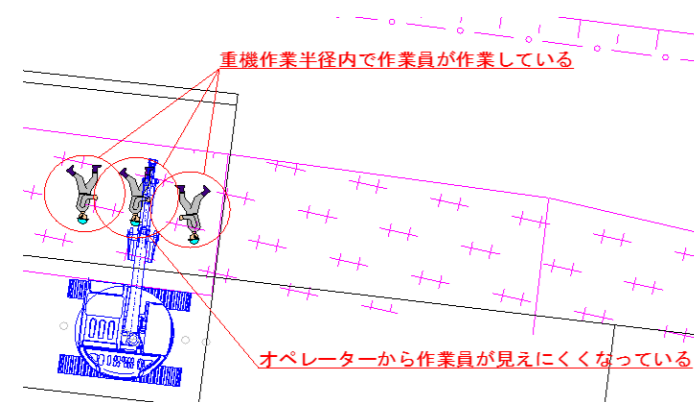
- 重機の作業範囲内に作業員がいないことの確認
- 作業員の立入禁止、または誘導者の配置など

(6)近年発生した重症・死亡事故事例④

- ①法枠内にバックホウでコンクリートを打設、法枠箇所で作業者が作業
- ②バックホウの運転者がバケットを操作
- ③バックホウのバケットの周りに多くの作業員が混在し、運転者からの視界が狭く、誘導員の合図も見えにくくなり、作業員の方へバケットを動かしたことにより接触し、左足を負傷。

【負傷の程度】

損傷、挫傷



労働安全衛生規則第154条

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、当該車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

労働安全衛生規則第155条

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行なわなければならない。

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第二号及び第三号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

受注者が講ずべき対策

- 労働者の危険を防止するための作業計画を作成する。
- 作業計画により作業をおこない、作業計画は関係労働者に周知

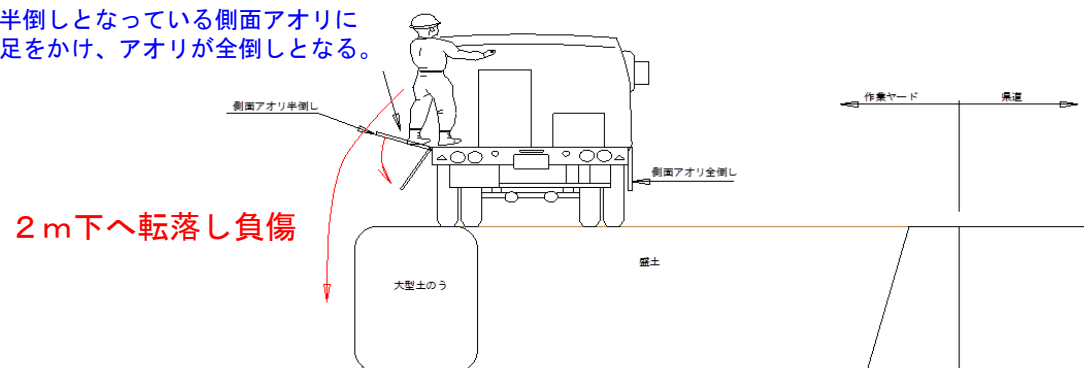
(6)近年発生した重症・死亡事故事例⑤

- ①作業ヤードへ資材を積んだ13t平車を搬入
- ②荷卸しのため、荷台に上がり作業
- ③平車の側面アオリが半倒しのままとなっているところに、荷台の一部と思いこみ足をかけたところ、アオリが全倒しとなり、2 m下へ転落し、右足を骨折。

【負傷の程度】

骨折

半倒しとなっている側面アオリに足をかけ、アオリが全倒しとなる。



労働安全衛生規則第519条

事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆おおい等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

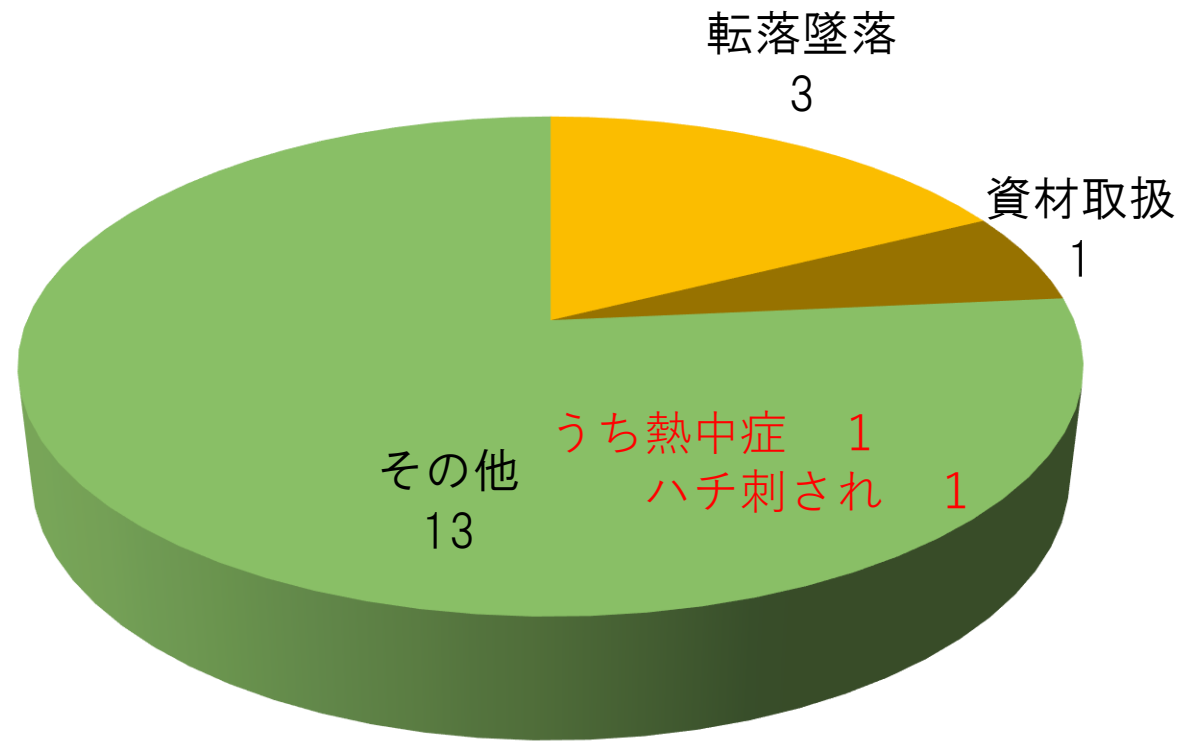
2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

受注者が講ずべき対策

- 囲い等を設置して、転落防止
- 要求性能墜落防止用器具（フルハーネス型等器具）を使用し安全確保

(7) 令和8年度土木建築部発注工事等での事故発生状況（9月末時点 暫定）

事故の形態別件数（R8 9月末時点 暫定）



- 「その他」の事故が多く発生
- 熱中症1件、ハチ刺され1件発生
- 草刈り等の作業中の事故も多く発生

(7) 令和8年度土木建築部発注工事等での事故発生状況（8月末時点 暫定）

- ① 打設済み堰堤のチップング作業
- ② はつり殻の清掃
- ③ 清掃中に約5m下へ落下。ドクターヘリにより病院へ搬送
【負傷の程度】
骨盤骨折他5箇所骨折



労働安全衛生規則第518条

事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

受注者が講ずべき対策

- 作業床を設ける、または防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用する等墜落安全確保が必要

(7) 令和8年度土木建築部発注工事等での事故発生状況（8月末時点 暫定）

- ①橋りょう上部工事において門型架設機を組立
- ②支柱が倒れ、足場上で作業を行っていた2名が河川内に落下
- ③2名がドクターヘリにより病院へ搬送

【負傷の程度】

1名は右かかとの解放骨折と腰の骨折
もう1名は肋骨の骨折

※テレビのニュースになりました。



被災者は門構組立のため、門構脚の足場にて門構ビームと門構脚を接続する作業を行おうとしていた。
上流側門構脚と門構ビームの接続(仮固定)が完了し、下流側の接続作業を行っている際に、門構脚が転倒した。

労働安全衛生法第20条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

労働安全衛生法第14条第1項

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

労働安全衛生規則第16条第1項

法第十四条の規定による作業主任者の選任は、別表第一の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行なうものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする

受注者が講ずべき対策

- 安全な作業手順を整備し作業手順の周知徹底
- 作業主任者の選任し、計画どおりの体制で作業をおこなう

(8) 熱中症対策

県発注工事では、令和7年5月から、熱中症対策の一層の強化として、取組をおこなっている。

「入札条件及び指示事項」

22 猛暑対策

夏季作業（5～9月）の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに猛暑対策として以下(1)～(4)の措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。

(1) 熱中症対策に係る現場環境改善費の計上

エアコンや大型扇風機の設置など、現場の施設や設備に関するものについて実施する。費用については、現場環境改善費を積み上げ計上する。

※詳細は「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」参照

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>

(2) 熱中症対策に係る現場管理費の補正

塩飴や経口補水液、空調服など、主として作業員個人に対する対策を実施する。

費用については、工事期間中の日最高気温又は暑さ指数（WBGT）の状況に応じて、現場管理費を補正する。

(3) 施工時間の変更

気温が高い時間帯を避けるため、社会的影響のない範囲内で施工時間を変更する。

施工時間の変更に当たり、関係機関や地元等との調整が必要となる場合は、受発注者が連携して対応すること。

（例：通常8時～17時の施工時間を6時～15時、又は深夜時間帯（22時～5時）に変更、通常8時間の作業を6時間に短縮するなど）

(4) 工期の変更

猛暑により計画どおり施工できないことが想定される場合は、工期を延伸する。

万が一、現場で事故が発生した場合は速やかに報告を行うこと

山口県土木工事共通仕様書

1-1-32 事故報告書

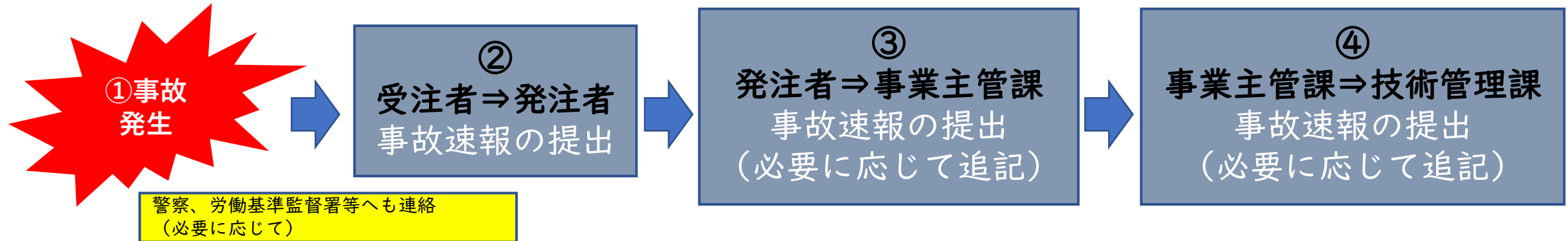
受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。



- ・ 事故発生時は速やかに連絡を行うこと。
(事故速報)
- ・ 国への報告が必要と判断された場合は、別途事故報告書により報告を行うこと。
(事故報告書)
- ・ 是正措置が必要と判断される場合は受注者へその旨を伝え、再発防止に努めること。

(1) 事故速報

事故速報：全ての工事事故に関して必要



① 事故発生時は、受注者はTEL等により、発注者へ速やかに連絡すること。

② 受注者は、事故速報を発注者へメール等により提出すること。

③ 発注者は、事故速報に必要な応じ追記を行い、事業主管課へ提出すること。

位置図や概略図、現場写真等の状況がわかる資料も提出してください。

※受注者は、新たな情報があれば前回送付の事故速報に追加・修正し、随時続報を入れること。
続報があれば、発注者は事業主管課へ提出をすること。

《参照通知文書》

◎H180316平17監理第2118号建設工事事故報告について

➢ 事故速報、事故報告に関する通知

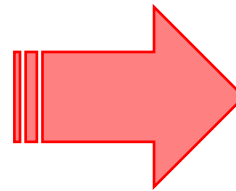
◎H240615平24技術管理第206号、H280617平28技術管理第239号で報告様式を一部変更

2 事故報告

(1) 事故速報

技術基準等

技能労働者への適切な賃金水準の確保	共通仕様書 施工管理基準	コンクリート構造物 の品質確保
適正な下請契約 施工体制の確保	共通仕様書様式集	地産地消 
安全対策関係	積算基準等	コンクリート舗装
監督・検査・評定関係	CALS/EC	建設DX
年間使用材料一覧表 (一括承諾)	単品スライド インプレスライド	ICT活用工事 
業務委託	その他技術基準 マニュアル等	週休2日 余裕期間制度
優良建設工事・コンサ ルタント等業務		



【参考】土木工事共通仕様書様式

<お知らせ>

- ・施工体制台帳等（施工体制台帳及び作業員名簿、再下請人通知書、施工体系図）について、「適正な下請契約及び施工体制の確保について」（こちら）に移動しました。（2025年1月31日）
- ・「工事履行報告書」を更新、「総合評価方式の評価事項履行報告書」を追加しました。（2024年3月15日）

個別ファイル		一括版
 01工事打合せ簿（Excel：33KB）	 10支給品受領書（Excel：13KB）	 【一括版】土木工事共通仕様書様式集（R7.2）（その他：265KB）
 02工事履行報告書（参考様式）（Excel：16KB）	 11支給品精算書（Excel：14KB）	
 03段階確認書（Excel：19KB）	 12貸与品（支給品）亡失 き損報告書（Excel：11KB）	
 04工事材料使用承諾願（様式-2）（Word：30KB）	 13現場発生品調査（Excel：13KB）	
 04工事材料使用承諾願（様式-2）（Excel：23KB）		
 05品質証明書（Excel：14KB）	 14出来形検査申請書（Excel：12KB）	
 06修補完了報告書（Excel：11KB）	 15〇〇工事の部分使用について（協議・承諾）（Excel：13KB）	
 07修補、改造完了届（Excel：12KB）	 16残土処理場に関する届・別紙（R5年4月1日以降）（Excel：61KB）	
 08創意工夫・社会性等に関する実施状況（様式-1、2）（Excel：32KB）	 17事故速報（様式）（Excel：32KB）	
 09工程表（Excel：19KB）	 18総合評価方式の評価事項履行報告書（参考様式）（Excel：18KB）	

事故速報
(EXCEL様式)

注）施工体制台帳等（施工体制台帳及び作業員名簿、再下請人通知書、施工体系図）の参考様式及び作成要領については、「適正な下請契約及び施工体制の確保について」（こちら）を参照してください。

2 事故報告

事故速報									
情報入手	日	令和3年 7月 1日 11時頃							
	報告者	発注者	事務所名	〇〇土木建築事務所	氏名	〇〇 〇	事業主管課の担当者を忘れずに記入する		
		事業主管課	課名	〇〇課	氏名	〇〇 〇〇			
工事概要	工事名	令和3年度 主要県道〇〇線 単独道路改良工事 第1工区							
	工事場所	〇〇市大字〇〇 地内							
	受注金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)							
	受注者	会社名	(株)〇〇建設						
		住所	〒000-0000 〇〇市〇〇町〇〇番〇号						
		電話	0000-00-0000						
	工事内容 (簡潔に記載)	延長 L=●●m 切土工 〇〇,〇〇〇m³ コンクリートブロック積工 〇〇〇m²							
工期	令和3年 6月 1日～令和4年 2月26日								
事故の概要	発生日時	令和3年 7月 1日 9時頃							
	発生場所	〇〇市大字〇〇 地内							
	事故の当事者	住所	〇〇市大字〇〇						
		氏名及び年齢	〇〇 〇〇(〇〇歳)						
		電話	000-0000-0000						
		所属会社	(株)〇〇組	受注者との関係(○で囲む)					
		受注者	下請	下請 (2次以下)	第三者				
	負傷の程度及び手当状況	左腕の骨折							
事故の状況	ダンプトラックを誘導中、近隣で掘削作業を行っていたバックホウのパケットが左腕に当たり、骨折した。								
事故発生後に取った措置 (具体的な内容を簡潔に記載)	現場代理人が同乗し、救急車で〇〇病院に搬送								
労働基準監督署・警察・マスコミ等の状況	9:30 〇〇警察署および〇〇労働基準監督署に通報								
事務所の対応	工務課長が現地に行き、現場状況を確認中								

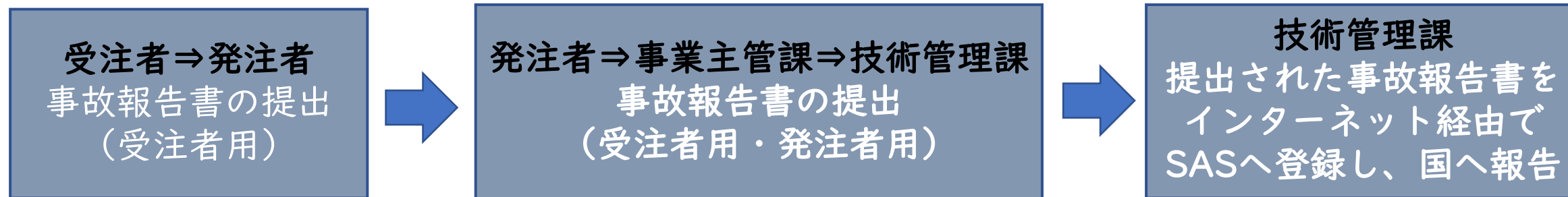
※ファイル名は「事故発生年月日+業者名」とする。(例:「20030131●●建設.xls」)
※この様式及び添付資料はA4とする。
※添付資料…位置図、状況の分かる概要図

事故速報【第〇報】									
情報入手	日	令和3年 7月 1日 16時頃							
	報告者	発注者	事務所名	〇〇土木建築事務所	氏名	〇〇 〇〇	2報目以降は報数を記入		
		事業主管課	課名	〇〇課	氏名	〇〇 〇〇			
工事概要	工事名	令和3年度 主要県道〇〇線 単独道路改良工事 第1工区							
	工事場所	〇〇市大字〇〇 地内							
	受注金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)							
	受注者	会社名	(株)〇〇建設						
		住所	〒000-0000 〇〇市〇〇町〇〇番〇号						
		電話	0000-00-0000						
	工事内容 (簡潔に記載)	延長 L=●●m 切土工 〇〇,〇〇〇m³ コンクリートブロック積工 〇〇〇m²							
工期	令和3年 6月 1日～令和4年 2月26日								
事故の概要	発生日時	令和3年 7月 1日 9時頃							
	発生場所	〇〇市大字〇〇 地内							
	事故の当事者	住所	〇〇市大字〇〇						
		氏名及び年齢	〇〇 〇〇(〇〇歳)						
		電話	000-0000-0000						
		所属会社	(株)〇〇組	追加及び変更箇所が分かるように記入		受注者との関係(○で囲む)			
		受注者	下請	下請 (2次以下)	第三者				
	負傷の程度及び手当状況	左腕の骨折 (全治2か月)							
事故の状況	ダンプトラックを誘導中、近隣で掘削作業を行っていたバックホウのパケットが左腕に当たり、骨折した。								
事故発生後に取った措置 (具体的な内容を簡潔に記載)	現場代理人が同乗し、救急車で〇〇病院に搬送								
労働基準監督署・警察・マスコミ等の状況	9:30 〇〇警察署および〇〇労働基準監督署に通報 11:00 〇〇労働基準監督署による現場検証の結果、工事中断の必要なし 〇〇新聞(7/2)朝刊で報道								
事務所の対応	工務課長が現地に行き、現場状況を確認中 受注者に対して安全管理に関する徹底と事故再発防止に努めるよう指導した								

※ファイル名は「事故発生年月日+業者名」とする。(例:「20030131●●建設.xls」)
※この様式及び添付資料はA4とする。
※添付資料…位置図、状況の分かる概要図

(2) 事故報告書

事故報告書：報告書の提出が必要と判断された場合



- ・ 事故報告書は原則「死亡または休業4日以上」の事故を対象とする。
 - 状況によりこれ以外でも登録する必要があると判断する場合がある。
- ・ 事故報告書の様式は5種類あるため注意すること。
 - 事故報告書【発注者用】
 - 事故報告書【受注者用】(一般事故用、墜落事故用、重機事故用、交通事故用)

参照通知文書

◎H180316平17監理2118号 建設工事事務報告について

➢ 事故速報、事故報告書に関する通知

◎H280617平28技術管理第239号 事故報告書の様式変更について (通知)

➢ 事故報告書の様式に関する通知

国土交通省 建設工事事故データベースの事故データ公開

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html

3. 建設工事事故防止対策等

[H25.3.29] 平成25年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について

 [1.通知文](#)

 [2.平成25年度建設事故防止重点対策](#)

安全啓発リーフレット

 [安全啓発リーフレット（令和7年度版）＜令和6年度の工事事故の発生状況と事例＞](#)

熱中症対策リーフレット

 [令和版 熱中症対策リーフレット ～R8ver.～](#)

建設工事事故データベースシステム（SAS）のデータ公開

 [概要・利用規約について](#)

 [事故データ（令和元年～4年度）](#)

 [事故データ（令和5年度、平成27～30年度）](#)

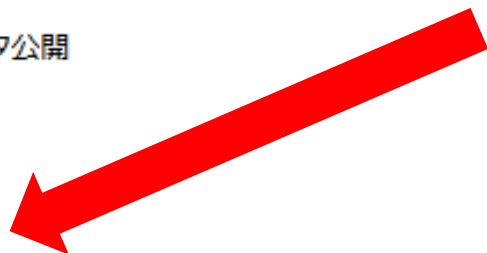
 [事故データ（令和6年度）](#)

自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて

 [「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」に係る説明会関係資料のHP公開について](#)

 [自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（再周知）](#)

ここに事故データが収集されています。



(3) 事故報告事例集

技術基準等

技能労働者への適切な賃金水準の確保	共通仕様書 施工管理基準	コンクリート構造物 の品質確保
適正な下請契約 施工体制の確保	共通仕様書様式集	地産地消 
安全対策関係	積算基準等	コンクリート舗装
監督・検査・評価関係	CALS/EC	建設DX
年間使用材料一覧表 (一括承諾)	単品スライド インプレス	ICT活用工事 
業務委託	その他技術基準 マニュアル等	週休2日 余裕期間制度
優良建設工事・コンサル タント等業務		

- 平成27年に、受注者・発注者双方で建設現場における事故防止・安全対策に努めていただくよう、土木建築部における過去の事故報告から事例を取りまとめたもの。
- 各事故に関連すると思われる、安全衛生規則等を抜粋し記載している。

その他の技術基準・マニュアル等

技術管理課関係

■その他

- ・  建設副産物及び再生資源の取扱い【令和7年4月】 (PDF: 2.17MB)
- ・  建設副産物及び再生資源の取扱い【令和6年4月】 (PDF: 817KB)
- ・  事故報告事例集【平成27年7月】 (PDF: 9.75MB)
- ・  Web会議の活用について (工事及び業務に係る検査・打合せ等の対応について)【令和3年4月】 (PDF: 3.77MB)
- ・  非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領 (案)【平成24年7月】  (PDF: 55KB)
- ・  測定結果報告書作成要領 (案)【平成24年7月】 (PDF: 190KB)

- ご清聴ありがとうございました。

